

1

令和 3 年第 3 回

多治見市議会定例会議案

令和 3 年 5 月 28 日

目 次

報第14号	専決処分の報告について……………	1
議第57号	多治見市税条例の一部を改正するについて……………	2
議第58号	多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するについて……………	4
議第59号	多治見市中小企業小口融資条例の一部を改正するについて……………	6
報第15号	令和2年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について……………	8
報第16号	令和2年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	10
報第17号	令和2年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について……………	16
報第18号	令和2年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	18
報第19号	令和2年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	20
報第20号	令和2年度多治見市病院事業会計予算繰越計算書の報告について……………	22

報第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第13号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年5月18日

多治見市長 古 川 雅 典

- 1 権利放棄の内容 土地貸付料の未収金
- 2 債務者 多治見市 クオリティカーズオートセールスリミテッド株式会社
- 3 権利放棄する金額 306円
- 4 権利放棄の理由 対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。

議第57号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市税条例の一部を改正する条例

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第38条第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第41条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第4条の4第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第5条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第38条第1項の改正規定及び附則第5条の改正規定並びに次条第1項の規定
令和4年1月1日

(2) 第27条第2項及び第41条の3の3第1項の改正規定並びに附則第4条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の多治見市税条例（以下「新条例」という。）第38条第1項の規定は、所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前の多治見市税条例第38条第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第27条第2項及び第41条の3の3第1項並びに附則第4条の4第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する
条例の一部を改正するについて

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和
2年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和
2年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

2 第1条による改正後の多治見市介護保険条例附則第11条の規定は、次の保険料に
ついて適用する。

（1） 令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31
日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金
給付の支払日）が設定されているもの（令和2年1月以前分の保険料を除く。）
に限る。）

（2） 令和2年度及び令和3年度の保険料（令和3年4月1日から令和4年3月31
日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金
給付の支払日）が設定されているものに限る。）

3 第2条による改正後の多治見市国民健康保険条例附則第16条の規定は、次の保険
料について適用する。

- (1) 令和元年度及び令和２年度の保険料（令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和２年１月以前分の保険料を除く。）に限る。）
- (2) 令和２年度及び令和３年度の保険料（令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第59号

多治見市中小企業小口融資条例の一部を改正するについて

多治見市中小企業小口融資条例（昭和50年条例第11号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例

多治見市中小企業小口融資条例（昭和50年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「この条例による融資」の次に「(第6条第1号を除き、以下「融資」という。)」を加える。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

融資の申込みをすることができる中小企業者は、次の要件を備える者とする。

第4条第4号中「又は寡婦控除額」を「、寡婦控除額又はひとり親控除額」に改め、同条第5号ア中「障害者控除額又は寡婦控除額」を「地方税法の規定による障害者控除額、寡婦控除額又はひとり親控除額」に改める。

第5条第1項中「この条例に基づく融資」を「融資」に改める。

第6条を削る。

第7条中「この条例に基づく融資」を「融資」に改め、同条第1号中「以内」の次に「(協会が保証する他の融資を受けている場合にあっては、2,000万円から当該融資の元本の残高（根保証の場合は融資極度額）を控除した額以内)」を加え、同条第8号中「金融機関所定」を「指定金融機関所定」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「この条例に基づく融資」を「融資」に改め、同条を第7条とする。

第9条の前の見出し及び同条から第11条までを削り、第12条を第8条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和３年７月１日から施行する。
- 2 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「小口融資審査委員会委員」を削る。

報第15号

令和2年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和2年度多治見市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和2年度多治見市一般会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和2年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
										国県支出金	地方債	
2	総務費											
1	総務管理費	文化会館改修整備事業	1,671,459,000	22,727,000		22,727,000		22,727,000	22,727,000	4,027,000	18,700,000	
6	水産業費											
1	農業費	農業振興地域整備計画更新業務	3,919,000	2,383,000		2,383,000	2,241,800	141,200	141,200	141,200		
8	学校給食費	(仮称)食育センター建設事業	2,680,926,000	1,328,181,000	1,278,312,448	2,606,493,448	799,955,818	1,806,537,630	1,806,537,630	420,008,630	1,273,200,000	
10	教育費											
	合 計		4,356,304,000	1,353,291,000	1,278,312,448	2,631,603,448	802,197,618	1,829,405,830	1,829,405,830	424,176,830	1,291,900,000	

報第16号

令和2年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和2年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	新生児特別定額給付金事業費	10,000,000	4,100,000					4,100,000
2 総務費	1 総務管理費	地域公共交通対策関係費 (路線バス運行継続緊急支援補助金)	10,115,000	6,320,000					6,320,000
2 総務費	1 総務管理費	文化会館管理費 (指定管理者緊急支援金)	3,915,000	3,915,000		3,915,000			
2 総務費	1 総務管理費	市民の里館管理費 (指定管理者緊急支援金)	1,575,000	1,575,000		1,575,000			
3 民生費	1 社会福祉費	P C R 検査等補助事業費	5,000,000	5,000,000		5,000,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症接種事業費	83,295,000	64,674,508	150,000	64,524,508			
7 商工費	1 商工費	陶産地市場産業販路拡張対策費 (セラミックバレー振興補助金)	9,000,000	9,000,000					9,000,000
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策関係費 (美濃焼販売促進支援金関係事業)	17,600,000	17,600,000					17,600,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策関係費 (ありがとうキヤンペーン 3 弾) TAJIMEAL GO	50,000,000	23,932,000	23,932,000				
7 商工費	1 商工費	緊急経済証料補給事業) (信用保証)	3,000,000	3,000,000					3,000,000
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策関係費 (雇用調整助成金等申請委託料補助金)	2,600,000	2,600,000					2,600,000
7 商工費	1 商工費	緊急経済安定助成金) (雇用関係)	15,000,000	15,000,000					15,000,000
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策関係費 (駐車場指定管理者等緊急支援金)	9,000,000	9,000,000		9,000,000			
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策関係費 (多治見で働く企業採用支援補助金) 参加	3,600,000	3,600,000					3,600,000
7 商工費	1 商工費	美濃焼ミュージアム管理運営事業費 (指定管理者緊急支援金)	205,000	205,000		205,000			
7 商工費	1 商工費	たじみビジネスプランコンテスト事業費	500,000	500,000					500,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	観光施設整備事業費 (タイル収蔵施設改修工事)	18,738,000	18,738,000					18,738,000
7 商工費	1 商工費	モザイクタイルミュージアム管理運営費 (指定管理者緊急支援金)	5,951,000	5,951,000		5,951,000			
7 商工費	1 商工費	ロケターリズム推進事業費 (お土産コンペテイション賞金)	1,400,000	1,300,000					1,300,000
7 商工費	1 商工費	産業文化センター管理費 (指定管理者緊急支援金)	1,989,000	1,989,000		1,989,000			
8 土木費	2 道路橋 りょう費	道路改良事業費(単独) (県立多治見病院拡張道路改良工事等)	14,000,000	13,100,000				9,000,000	4,100,000
8 土木費	4 都市計 画費	駅南市街地再整備事業費	2,222,901,000	1,510,081,000		926,728,000	557,300,000		26,053,000
8 土木費	4 都市計 画費	空き家対策事業費	5,000,000	3,450,000					3,450,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅施設整備費 (南姫団地等市営住宅解体工事)	36,426,000	36,426,000					36,426,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
9 消防費	1 消防費	防 災 情 報 提 供 費 (土砂災害ハザードマップ作製業務等)	15,587,000	14,719,730	6,070,000			8,649,730
10 教育費	2 小学校費	小学校感染症対策等教育活動継続支援事業費	16,300,000	16,300,000	16,300,000			
10 教育費	2 小学校費	小 学 校 施 設 改 良 事 業 費 (精華小学校など5小学校トイレ洋式化工事)	287,950,000	268,650,000	91,757,000	161,200,000		15,693,000
10 教育費	2 小学校費	小 泉 小 学 校 建 替 事 業 費 (単 独) (グ ラ ウ ン ド 改 修 工 事)	60,000,000	60,000,000				60,000,000
10 教育費	2 小学校費	小 学 校 空 調 機 整 備 事 業 費 (養正小学校など3小学校職員室等空調機更新工事・12小学校特別教室空調機新設工事)	306,000,000	296,800,000	86,734,000	15,900,000		175,668,000
10 教育費	3 中学校費	中学校感染症対策等教育活動継続支援事業費	8,600,000	8,600,000	8,600,000			
10 教育費	3 中学校費	中 学 校 施 設 改 良 事 業 費 (平和中学校など4中学校トイレ洋式化工事)	228,950,000	228,950,000	77,075,000	151,700,000		175,000
10 教育費	3 中学校費	中 学 校 耐 震 補 強 事 業 費 (北陵中学校屋内運動場外壁等改修工事)	29,961,000	20,061,000	10,085,000	9,900,000		76,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
10 教育費	3 中学校費	中学校空調機整備事業費 (小泉、北陵中学校職員室等空調機更新工事・ 全中学校特別教室空調機新設工事)	201,700,000	201,131,000	127,700,000	12,032,000	18,900,000	42,499,000
10 教育費	6 社会教育費	笠原中央公民館管理費 (指定管理者緊急支援金)	315,000	315,000		315,000		
10 教育費	6 社会教育費	学習館緊急管理費 (指定管理者緊急支援金)	1,863,000	1,863,000		1,863,000		
10 教育費	7 保健体育費	体育施設緊急管理費 (指定管理者緊急支援金)	2,535,000	2,535,000		2,535,000		
10 教育費	7 保健体育費	体育館緊急管理費 (指定管理者緊急支援金)	2,954,000	2,954,000		2,954,000		
合 計			3,693,525,000	2,883,935,238	214,584,000	1,290,903,508	914,900,000	454,547,730

報第17号

令和2年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、令和2年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和2年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
4 衛生費	1 保健衛生費	環境衛生総務事務費 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理委託)	7,843,479		7,843,479		7,843,479			7,843,479	委託会社から年度内の履行ができな い旨の申し出があったため (令和2年8月26日付け契約締結)
4 衛生費	1 保健衛生費	環境衛生総務事務費 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物 運搬委託)	191,400		191,400		191,400			191,400	委託会社から年度内の履行ができな い旨の申し出があったため (令和3年3月1日付け契約締結)
6 農林水産 業費	2 林業費	保健保安林整備費 (潮見公園トイレ外壁タイル 工事)	2,530,000	1,180,000	1,350,000		1,350,000			1,350,000	市民参加によりモザイクアート制作を 行う予定であったが、新型コロナウイルス 感染症の影響により年度内に実 施できないため (令和2年10月5日付け変更契約締 結) ※ 繰越明許予算からの繰越
合 計			10,564,879	1,180,000	9,384,879		9,384,879			9,384,879	

報第18号

令和2年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度多治見市水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和2年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額								(単位 円)		
款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
資本的支出	建設改良費	国道248号線道路改良工事に伴う配水管布設替工事	26,950,000	0	26,950,000	26,950,000		0	0	県道改良工事との工程調整のため
	建設改良費	重要給水施設整備事業虎溪山工区(虎溪山配水池～上山町)配水管布設工事基本詳細設計業務委託	15,620,000	0	15,620,000	15,620,000		0	0	道路横断箇所について、関係機関との協議に時間を要したため

報第19号

令和2年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度多治見市下水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和２年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	下水道事業債	その他			
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業に伴う管渠移設工事	8,640,000	3,200,000	5,440,000	0	5,100,000	340,000	0	0	関係地権者との施工に関する協議に時間を要したため工事を繰り越すもの。
資本的支出	建設改良費	国道248号交差点改良に伴う下水道管渠布設替工事(未契約分)	15,400,000	0	15,400,000	0	14,600,000	800,000	0	0	岐阜県の実施する国道248号交差点改良に合わせて工事を実施するために繰り越すもの。
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う管渠更新その1工事	15,310,400	0	15,310,400	0	14,500,000	810,400	0	0	再開発事業との施工時期調整で、工事時期及び工事規制の調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため工事を繰り越すもの。
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う管渠更新その2工事	84,600,000	33,300,000	51,300,000	17,824,000	30,800,000	2,676,000	0	0	再開発事業との施工時期調整で、工事時期及び工事規制の調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため工事を繰り越すもの。
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う管渠埋設工事(梅平地区)	29,000,000	11,000,000	18,000,000	8,250,000	8,800,000	950,000	0	0	工事現場の試掘をした結果、各戸との接続の設計に差異が大きく、その施工調整に時間を要し、年度内の完成が困難となったため工事を繰り越すもの。
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う管渠埋設その2工事(梅平地区)	4,500,000	0	4,500,000	0	4,200,000	300,000	0	0	工事現場の試掘をした結果、各戸との接続の設計に差異が大きく、その施工調整に時間を要し、年度内の完成が困難となったため工事を繰り越すもの。
資本的支出	建設改良費	管渠耐震化に伴う管渠更生工事	86,809,800	34,500,000	52,309,800	25,925,000	23,700,000	2,684,800	0	0	前年度調査内容と違う不具合(浸入水)が発見され、これに対応する施工方法の選定に時間を要し設計業務の完成が遅れたため、年度内の完成が困難となったため工事を繰り越すもの。

報第20号

令和2年度多治見市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度多治見市病院事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和3年5月28日提出

多治見市長 古 川 雅 典

令和2年度多治見市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による病院医業費用の繰越額(事故繰越額)

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						当年度損益勘定留保資金				
21 病院事業費用	1 病院医業費用	PCB廃棄物処理委託	2,615,000	2,614,467	2,614,467	2,614,467		0	0	委託会社から年度内の履行ができない旨の申し出があったため (令和2年8月26日付け契約締結)
21 病院事業費用	1 病院医業費用	PCB廃棄物運搬委託	62,700	62,700	62,700	62,700	62,700	0	0	委託会社から年度内の履行ができない旨の申し出があったため (令和3年3月1日付け契約締結)